

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木津川市長 谷口 雄一

市町村名 (市町村コード)	木津川市 (262145)
地域名 (地域内農業集落名)	加茂東部 (北・山ノ上・兎並・小谷・山田・銭司)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 17 日 (第 5 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、農業者従事者の平均年齢68.1歳と市内の基幹的農業従事者の平均年齢70.3歳と比べ、若干、低い状況であるが、主たる従事者は72.7歳と高齢化は進んでいる。
3年後の経営意向については、36名の方が農業をやめたいと回答され、さらに農地の貸出先が未定又はわからないと回答されている方が8割を超えているため、今後、耕作放棄地が増えることが懸念されることから、早急に地域外からの担い手を確保や貸出先を示し必要がある。
後継者(担い手)の状況では、世帯内の有無については、9世帯で後継者(担い手)候補がいるが、半数が山田地区であった。
後継者がいる傾向としては、茶農家が多い状況であった。全体的には継者(担い手)はいない状況である。
地勢は、山間部の田は小さく不整形が多い、また、地域全体として狭く水路も未整備や大規模な改修が必要な設備もある。山田地区は茶畑、山之上地区は畑、北地区は水田が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山田地区を中心とした茶農家については、比較的、後継者(担い手)もいることから、継続した経営を行う。また、特産品である『お茶』を今後も継続して生産するためにも、相互の協力体制の構築、新規就農者の受け入れなどの検討を進める。
後継者(担い手)が不在の農家については、他の農家へ農地の引き継ぎや各集落内から多様な担い手を含む耕作者の確保、また、集落外からの耕作者の受け入れなど、各集落の垣根を越えて地域全体で考えて、荒廃農地を増やさないよう進める。それでも、担い手が確保できない場合は、地域外からの受け入れを進める。
将来を守る農地や耕作しやすい農地について、農作業の効率化を図るため、必要な条件整備を実施や農地の集積・集約化方法を地域で話し合いながら進める。なお、農地の集積・集約については、兼業農家、高齢の農業者の意向を尊重するものとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	192 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	101 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途作成)

農業振興地域農用地区域の農用地及び利用権設定が行われている農地。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、現在の耕作者(専業農家、兼業農家、高齢の農業者等)の意向を尊重しながら、認定農業者や新規就農者を中心に進めるとともに、多様な担い手への農地集積を進める。

<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、認定農業者を含めた多様な担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>将来を守る農地や耕作しやすい農地について、農作業の効率化を図るため、必要とする簡易な基盤整備(畦畔除去、農道整備、池等の水利設備の改修及び整備など)を耕作者・地権者の意向を踏まえて実施する。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>行政(市・府)やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>現在のところ大規模な経営をしている耕作者がいないため未定であるが、農業支援サービスを行う事業者の情報を集約し、地域内で共有することで、労働力不足により農作業委託の必要性を感じている耕作者が積極的に活用できる環境整備に努める。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①補助事業を活用して設置した防護柵の維持管理を徹底するための体制の構築、更に補助事業を活用し防護柵の整備等に取り組む。

⑧中山間地域等直接支払交付金等の事業の活用を検討し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。